

審 査 基 準

平成19年10月31日作成

| |
|--|
| 法 令 名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 |
| 根 拠 条 項：第22条 |
| 処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付 |
| 原権者（委任先）：長崎県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 第22条（運搬証明書の再交付） |
| 審 査 基 準： |
| 標 準 処 理 期 間：2日以内（行政庁の休日含まない） |
| 申 請 先：申請書は、長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課 |
| 問 い 合 っ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室保安係（電話 095-820-0110 内線3177・3178） |
| 備 考： |